

学校外プール活用方針

令和8年4月
堺市教育委員会

<目次>

| | |
|------------------------------|---|
| 1 策定の目的 | 1 |
| 2 学校プール・水泳授業の現状・課題 | 1 |
| (1) 施設の状況 | |
| (2) 水泳授業の実施状況 | |
| (3) 学校プールで水泳授業を実施する場合の課題 | |
| 3 学校外プールの活用の検討 | 2 |
| (1) 学校外プールの立地状況 | |
| (2) 学校外プールを利用する場合のメリット・デメリット | |
| (3) 利用に当たっての課題 | |
| (4) 水泳授業の実施経費 | |
| 4 移行対象校（移行条件） | 7 |
| (1) 築年数 | |
| (2) 移動時間の条件 | |
| (3) 経費面での条件 | |
| 5 移行の方法 | 7 |
| (1) 考え方・スケジュール | |
| (2) 実施に当たっての学校とプールの調整事項 | |
| (3) 撤退した場合の対応 | |
| 6 今後の検討課題 | 8 |
| (1) 移行対象外の学校プールの対応について | |
| (2) 実施する学校の負担軽減 | |
| (3) 移動して他校のプールを利用する学校の負担軽減 | |

1 策定の目的

学習指導要領解説では、小学校の水泳授業について、水中という特殊な環境の物理的特性を生かし、浮く・呼吸する・進むといった課題を達成しながら、水に親しむ楽しさや喜びを味わえる運動として位置づけており、その構成は、低学年では「水遊び」、中・高学年では「水泳運動」となっている。中学校以降は「水泳」として構成されており、泳法を身に付けることで、続けて長く泳いだり、速く泳いだり、競い合ったりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動と示されている。学習の過程において、水中という特殊な環境での学習であることから、水辺で安全確保しながらの活動方法や、水泳の事故防止の心得等をよりよく学習するために、座学ではなく実技を伴う学習を行うことが重要であるとする。そのため、本市では原則として、実技を伴う水泳授業を実施するものとする。授業の中では、こどもたちの泳力向上のみをめざすのではなく、【知識及び技能】、【思考力、判断力、表現力等】、【学びに向かう力、人間性等】の3つの資質・能力をバランスよく育成することが大切である。

一方で、水泳授業の実施にあたっては、日常の水質管理など教職員の負担が大きいほか、雨天や低温、猛暑などの天候によるこどもや教職員への身体的な影響が懸念される。また、本市小中学校のプールについては、築年数の経過により、施設の老朽化が進み、維持管理に係る業務負担や費用の増加、将来の更新費用も課題となっている。また、文部科学省では、学校プールの施設・設備の管理については、「教師以外が積極的に参画すべき業務」と位置付けている。

こうした中で、今後も市立小中学校の水泳授業を継続的に実施するため、学校外プールの活用についての方針を示すべく、本方針を策定した。

なお、特別支援学校については、それぞれの児童生徒の特性を踏まえた上での安全な授業実施のため、本方針を踏まえて、個別に検討を進めるものとする。

2 学校プール・水泳授業の現状・課題

(1) 施設の状況

現在、本市の小中学校のプールは134施設（大泉学園は小中学校で1施設）あり、すべての小中学校にプールを整備している。

これまで、本市の学校プールは築40年から50年程度で改築してきた。令和7年4月時点で築40年を超えるプールは小学校60校、中学校12校の計72校であり、施設の老朽化が課題となっている。

| 築年数（R7.4時点） | 施設数 | 内訳 |
|-------------|-----|-------------|
| 0年～9年 | 11 | 小5 中5 小中1 |
| 10年～19年 | 15 | 小8 中7 |
| 20年～29年 | 14 | 小8 中6 |
| 30年～39年 | 22 | 小10 中12 |
| 40年～49年 | 72 | 小60 中12 |
| 計 | 134 | 小91 中42 小中1 |

<築年数による修繕料比較> 令和4年度～令和6年度の平均

| 築年数 | 1校当たり年間修繕料 |
|--------|------------|
| 築40年以上 | 852千円 |
| 築40年未満 | 258千円 |
| 全校平均 | 575千円 |

(2) 水泳授業の実施状況

- ・本市では6月から9月にかけて水泳授業を実施している。授業時数について学習指導要領に定めはないが、一般的に各学年10時数程度実施されている。
- ※ 体育・保健体育科の授業における暑さへの対応のひとつとして水泳授業を実施しているが、中学校では令和7年度～8年度、小学校では令和9年度～10年度に体育館への空調整備を実施するため、夏季において水泳以外の体育授業の選択肢が広がることになる。

(3) 学校プールで水泳授業を実施する場合の課題

- 児童生徒の負担
 - ・低温や高温の場合など気象条件による影響を受ける。
 - ・気温が高い場合、プールサイドでの活動や見学者に負担が生じる。
 - ・外部から視線にさらされる可能性がある。
- 教職員の負担
 - ・プールの維持管理（清掃、薬剤投入、ろ過機の使用など）の負担が生じる。
 - ・陸上監視業務など複数の教職員による人員体制が必要になる。
 - ・天候に左右され、計画的に実施できない場合ある。（低温・高温、落雷の危険性への対応）
 - ・誤って水を流出させる事案が全国的に発生している。
- 設置者側の負担
 - ・学校プールを使用するために、1校当たり年平均（内訳は「4 水泳授業の実施経費」とおり）約7,300千円の経費が必要になる。

3 学校外プールの活用の検討

(1) 学校外プールの立地状況

●施設数

鉄道駅周辺など交通利便性の高い地域や幹線道路沿いに立地している。（各施設向けアンケート調査において、学校の水泳授業に貸出可能とした施設数）

●学校からの移動時間

(3) で後述しているとおり、授業時数の確保のためには、学校からの移動時間は10分圏内である必要がある。（移動時間には学校からバスの乗降場所、バスの乗降場所からプール施設への移動時間を含む。）

| 区 | 堺 | 中 | 東 | 西 | 南 | 北 | 美原 | 計 |
|-----------|---|---|---|---|----|---|----|----|
| 施設数 | 4 | 1 | 1 | 3 | 5 | 2 | 2 | 18 |
| 10分圏内の学校数 | 1 | 7 | 3 | 5 | 11 | 8 | 3 | 38 |

※学校数には、隣接他区のプールが10分圏内にある学校数を含む。

(2) 学校外プールを利用する場合のメリット・デメリット

下記内容を踏まえ、具体的な取扱いを定める。

○メリット

- ・学校プールの維持管理が不要になる。
- ・プール側に委託した場合、陸上監視要員が不要になる。
- ・屋内プールの場合、天候に左右されずに授業が実施できるため、計画的な授業実施が可能となる。
- ・屋内プールや温水プールの場合、気温や水温、日差し等による身体的な負担が軽減される。
- ・水流出のリスクがなくなる。

○デメリット

- ・移動時間が必要になり、授業時間に影響が生じるため、2時間又は3時間連続で水泳授業を実施する必要がある。
- ・移動時の安全確保（徒歩、バス乗降時）が課題となる。
- ・引率や指導のため、校内体制が手薄になる。
- ・学校プールのように、水量を増減する方法で水位調整ができない。（水底板による調整の場合、負担が生じる。）
- ・学校外プール側との利用時間や利用方法の調整が必要になる。

(3) 利用に当たっての課題

●受入可能コマ数

学校外プールの受入可能コマ数は以下のとおりであり、現行の授業時数のままでは9%程度、学校外プール側の受入コマ数が不足している。なお、下記の受入コマ数は、プール施設へのアンケート調査結果の受入期間及び時間、レーン数から算出したものであり、実際は学校行事等との調整や、同様に利用する近隣私立学校、幼稚園等との調整があるため、受入可能コマ数をすべて活用することは難しい。

| | 堺 | 中 | 東 | 西 | 南 | 北 | 美原 | 計 |
|---------|------|-------|------|------|------|------|-----|------|
| 学校外 | | | | | | | | |
| 施設数 | 4 | 1 | 1 | 3 | 5 | 2 | 2 | 18 |
| プール | | | | | | | | |
| 受入可能コマ数 | 320 | 160 | 800 | 2240 | 1528 | 1440 | 960 | 7448 |
| 学校授業時数 | 550 | 1160 | 1190 | 1460 | 1850 | 1550 | 430 | 8190 |
| 計 | △230 | △1000 | △390 | 780 | △322 | △110 | 530 | △742 |

※学校外プールの施設数・受入可能コマ数は、令和6年度・7年度の調査結果

※学校の授業時数は、各学年で年間10時数実施する場合の授業時数

●授業時数の確保

移動に時間を要するため、授業時間確保の観点から、バスを利用して片道 10 分以内で移動可能な学校を対象校の要件とする。この場合、2 時限連続実施の場合であれば 55 分程度、3 時限連続実施の場合であれば 115 分程度の授業時間（プールでの実技）を確保できる。また、バスの中で学習のめあてや授業の流れを確認するなど、いわゆる授業の導入を行うことも考えられる。

ワーキンググループでの検討を踏まえ、原則、小学校は 3 時限連続（各学年、3 時限連続を年 3 回）、中学校は 2 時限連続（各学年、2 時限連続を年 4 回）で行うこととする。

<時間割の例>

【小学校】年 3 回

| | | | | | | | | |
|------|--|------|------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 8:45 | | 9:30 | 9:40 | | 10:25 | 10:45 | | 11:30 |
| 1 限 | | | 休 | 2 限 | | 休 | 3 限 | |

| | | | | | | | | |
|------|------|-------------|--|--|--|-------|-------|-------|
| 8:45 | 8:55 | 9:05 | | | | 11:00 | 11:20 | 11:30 |
| 移動 | 更衣 | 授業（115 分程度） | | | | 更衣 | 移動 | |

【中学校】年 4 回

| | | | | | |
|------|--|------|------|--|-------|
| 8:45 | | 9:35 | 9:45 | | 10:35 |
| 1 限 | | 休 | 2 限 | | |

| | | | | | | |
|------|------|------------|--|-------|-------|-------|
| 8:45 | 8:55 | 9:10 | | 10:05 | 10:25 | 10:35 |
| 移動 | 更衣 | 授業（55 分程度） | | 更衣 | 移動 | |

●利用期間

- ・児童生徒の健康面を考慮すると（体温低下防止のため、ドライヤーで髪を乾かす必要があるが、時間確保が難しい。また、プール施設が 2 クラスの児童生徒がドライヤーをできる設備を備えていない。）、11 月以降は実施できないため、5 月～10 月までの実施とする。
- ・水泳を実施しない場合の夏季の体育・保健体育科の授業
従来は暑さ対策として、夏季にプールでの授業を実施してきたが、今後は体育館の空調整備により、夏季でも体育館で水泳以外の授業を行いやすくなる。

<参考:体育館空調の整備スケジュール>

小学校：令和 9 年度～令和 10 年度

中学校：令和 7 年度～令和 8 年度

●水位調整

小学校の場合、学年ごとの水位調整が必要（最深部：低学年 70cm 程度、中学年 80cm、高学年 90cm 程度）となるが、学校外プールは一般利用との兼ね合いから、水量の調整による水位調整はできない。そのため、通常は、水底板を設置することで水位調整を行うことになるが、教員が水底板を設置する時間及び要員を確保できないため、学校外プール側に設置を依頼することになる。

●安全確保（移動の際、授業の実施時、監視要員）

徒歩・バス移動時には、校外学習と同様の安全対策が必要になる。また、授業中は陸上監視のための要員が求められる。さらに、全面に水底板を設置できない場合においては、追加の安全確保体制を整えることが必要となる場合がある。

●レーン数

学校プールと同様の授業を行うためには、1 学級当たり、3 レーン程度が必要。

●更衣室等

児童生徒が一斉に更衣できる広さがあること、また、一般利用客と同一時間帯に利用しない（又は場所を区分できる）ことが望ましい。

(4) 水泳授業の実施経費

●現行の水泳授業の経費

毎年の学校プールについては、改築費用のほか、水道料金、修繕費や水質維持などに、1 校当たり年間 730 万円の経費を要している。年間約 1 か月半～2 か月の利用期間に対して、維持管理経費が割高になっている。

<維持管理コスト（水道料金や修繕など）年間 1,708 千円/校>

<改築費コスト（新築費及び解体費）年平均 5,575 千円/校>

<学校プールの維持管理・改築費コスト>（1 校当たり）

| 項目 | 費用 | 備考 |
|-------|------------|--|
| 水道代 | 887 千円 | R4～R6 年度の平均 |
| 薬品 | 80～180 千円 | 設備により薬品の種類（金額）が異なる |
| 水質検査 | 6 千円 | |
| 清掃業務 | （小のみ）60 千円 | 【小】教職員 10 人×2 時間 （1 時間あたりの人件費を 3,000 円として計上） 【中】生徒 |
| 閉庁日中の | （中のみ）30 千円 | |

| | | |
|--------|------------------------|--|
| 管理業務委託 | | |
| 修繕料 | 575 千円 | R4～R6 年度の平均 |
| 改築費 | 5,575 千円 | 改築費（市負担）を想定使用期間 40 年で除したもの ・改築費：247,000 千円 ・補助金：24,000 千円 ・市負担：223,000 千円 |
| 計 | 7,153 ～7,283 千円 | |
| 40 年合計 | 286,120 ～291,320 千円 | |

● 学校外プールの利用経費

・利用料（利用可能な 18 施設の内、料金設定があったもの）

| 料金設定区分 | 料金 | 備考 |
|---------------|-------------------|---|
| 1 人あたり料金（1 回） | 610 円～1,650 円 | |
| 全面貸し（1 時間） | 30,000 円～66,000 円 | 60 人で利用すると想定した場合、1 時間につき 1 人あたり 500 円～1,100 円になる。 |

・その他経費（陸上監視要員の配置費用・水底板の設置費用）

陸上監視要員：1 時間あたり 3000 円～6000 円

水底板の設置については、実際にプールを使用する際に、学校の希望等に応じて調整する必要があるが、施設によって追加で費用が掛かることも考えられる。

● 経費比較

学校プールを 40 年間^{※1} 利用すると仮定し、学校外プールを利用する場合と経費^{※2} を比較した。

※1:プールの想定使用期間 ※2:学校外プールの経費にはバス代を含む。

(単位：千円)

| | 学級数 | ①学校プール | ②学校外プール | 増減（②－①） |
|----------------|-------|-----------|-----------|------------|
| 小学校 (年 3 回) | 19 学級 | 7,283,000 | 7,862,947 | 579,947 |
| | 15 学級 | | 6,210,432 | -1,072,568 |
| | 11 学級 | | 4,557,917 | -2,725,083 |
| 中学校 (年 4 回) | 19 学級 | | 8,778,357 | 1,495,357 |
| | 15 学級 | | 6,932,808 | -350,192 |
| | 11 学級 | | 5,087,259 | -2,195,741 |

4 移行対象校（移行条件）

原則、移行対象校は、（１）～（３）の条件を満たす学校とする。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜条件等の見直しを行う。

（１）築年数の条件

改築の対象となる築 40 年以上のプールのある学校。

（２）経費面での条件

学校のプールを利用する場合との比較において、学校外プールを利用した方が経費面で有利な学校。

（３）移動時間の条件

片道 10 分以内で移動可能な学校。移動は、徒歩による移動の方が利便性の高い学校を除き、原則バスで移動する。移動時間には、「学校からバスの乗降場所、バスの乗降場所からプール施設」の移動時間も含める。

5 移行の方法

（１）考え方・スケジュール

- ・利用候補校について、移行条件を満たす学校は学校外プールを利用する。
- ・体育館空調の整備スケジュールを踏まえ、中学校は令和 9 年度以降、小学校では令和 11 年度以降、順次移行する。

（２）実施に当たっての学校とプールの調整事項

| 項目 | | 調整方法 | |
|---------|------------|--|--|
| | | 教育委員会 | 学校 |
| 日程調整 | | ・施設に利用可能日を確認 ・日程表作成 ・学校と施設へ日程表送付 ・バス会社へ配車依頼 | ・日程調整表もとに利用クラスの調整 ・教育委員会と施設へ日程調整表送付 |
| 利用方法の調整 | | ・仕様書に必要事項を記載 | ・施設と詳細の調整 |
| 役割分担 | 陸上監視体制 | | |
| | 水位調整 | | |
| | 見学者対応 | | |
| | バス降車後の安全確保 | | |

(3) 既存プールの維持管理のあり方・民間事業者が撤退した場合の対応

・既存プールの維持管理のあり方

学校外プールを利用する場合、既存の学校プールについては、消防局等と協議の上、原則として撤去し、運動場用地とする。ただし、校舎や体育館の上階に設置されているプールについては、当該校舎や体育館の改築時期まで、建物の屋根機能として最低限の維持管理を行う。

・学校外プール側の受入ができなくなった場合は、他の学校外プールと利用を調整する。利用できない場合は、他校のプールが活用できるよう、教育委員会で調整を行う。

6 今後の検討課題

上述のように学校外プールの利用方針を示したが、移行条件外の学校の対応等の検討課題が残されている。以下にその課題や課題解決を記載する。

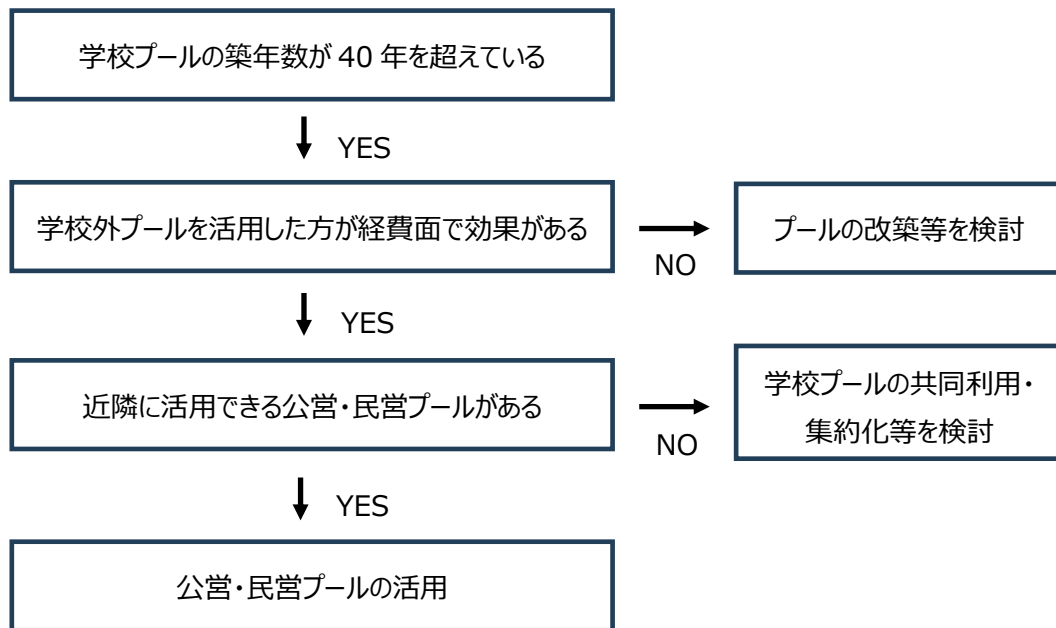
(1) 移行対象外の学校プールの対応について

○経費面の条件により、学校外プールを利用できない場合

- ・学級数が多く、将来推計を踏まえても、経費面の条件により、学校外プールを利用できない学校については、既存プールの状態等を踏まえ、原則、プールの改築を検討する。
- ・ただし、校舎や体育館の上階に設置されているプールについては、校舎等の建替え時期までの使用を踏まえた大規模改修等も検討する。
- ・プールの改築にあたっては、児童生徒や教員の負担軽減に資するハード面・ソフト面での対応を検討する。

○移動時間の条件により、学校外プールを利用できない場合

- ・片道 10 分以内に移動可能な学校外プールがない学校については、学級数や近隣校、既存プールの状態等を踏まえ、学校プールの共同利用・集約化を進める。



(2) 実施する学校の負担軽減

● 施設管理への委託導入 <プール設置校>

共同利用する場合において、維持管理を設置校の業務とすると設置校の負担が増加するため、施設管理（水質管理・水位調整）の業務委託を検討する。

(3) 移動して他校のプールを利用する学校の負担軽減

● 陸上監視員の派遣 <プール非設置校>

移動して利用する学校の負担軽減のため、教育委員会事務局が手配した陸上監視員の派遣を検討する。